

意見交換に係る事前質問事項に対する回答

経済産業省産業技術環境局

環境指導室

1. バーゼル条約の輸入規制緩和について

【問題意識】

日本国内で製造された材料・部品が、海外企業に輸出・販売され、海外の工場で生産活動等に使用された後に発生する有価物を含むものは、アジアの諸外国で処理をしようとする廃棄物となって環境汚染につながるケースがあるが、わが国の優れた技術でもってすれば、環境に負荷をかけずに有価物を取り出し、リサイクルすることができる。しかし、こうした有価物を含む特定有害物質含有物をリサイクル目的で日本に逆輸入しようとする、いわゆるバーゼル法の適用を受け、行政手続等に2、3ヵ月以上かかる場合もあるなど、多大な時間を要している。

【質問事項】

- ① わが国において再生利用可能な資源については、「製造から廃棄物管理に至るまでのアプローチ」のひとつとして、これを輸入する手続きの緩和措置を講ずべきである。少なくとも国内においては、オンライン手続の導入や、交付期間短縮目標を定めるなど、行政手続の簡素化・迅速化を図るべきであると考えているが、貴省の見解をお伺いしたい。
- ② バーゼル条約は、これに代わる別途の二国間・多国間協定の締結を妨げておらず、OECD理事会決定によりOECD加盟国間においては同・決定が優先されている。同様の協定を非OECD国、特に東アジア諸国と締結することにより輸入促進を図ることは、環境汚染防止および含有金属の回収によりもたらされる経済面の両側面から有効であると考えているが、貴省の見解を伺いたい。

【質問事項に対する回答】

①について

- ・ 途上国では適正な処理が困難であるものをリサイクルなど適正処理する目的で、我が国に輸入し、高度な技術とインフラを有する国内の施設で処理を行うことは、環境への負荷の低減及び資源循環の観点から極めて有意義なことであると認識している。
- ・ 日本はバーゼル条約に基づき有害廃棄物等の輸出入に関して条約上の手続きを適正に履行する義務を有しており、輸入手続きにおいては、人の健康の保護及び生活環境の保全の観点から有害廃棄物等が国内で適正に処理されるかを確認している。したがって、輸入される有害廃棄物等が我が国から輸出された製品あるいは原料から生じたことのみをもって国内で適正処理されることが確実であるとは言えず、我が国がかかる判断基準でバーゼル条約の規制対象物の輸出手続きを任意に緩和することは困難。

- ・ 経済産業省では、輸入承認手続きにおいて、最長1年間の継続的な輸入を行える包括的な承認を行うことや、輸入移動書類の交付において輸出国発行の書類の写しを用いて先行して審査を受けることを可能とするとともに、内部事務処理の見直しを実施するなど、行政手続きの簡素化・迅速化のための措置を講じている。また、外為法の輸出入承認申請では、JETRAS(貿易管理オープンネットワークシステム)による電子申請(オンライン)の利用、また、輸入移動書類の交付については、電子経済産業省(e-METI)による電子申請を可能としているところであり、引き続き、環境省とも連携し行政手続きの更なる簡素化・迅速化に向けて努めてまいりたい。

②について

- ・ OECD諸国間の有害廃棄物等の輸出入においては、バーゼル条約第11条に基づく協定として位置づけられたOECD理事会決定が適用されている。これは協定加盟国間においてバーゼル条約により義務づけられる有害廃棄物等の環境上適正な処理を確保することが各国の処理能力に鑑みると比較的确实であることから、有害廃棄物等の輸出入等の手続きの簡素化を図っているものであり、地域的状況の異なるアジア圏において同様な協定を直ちに締結することができるかどうかについては、各国の意向や処理能力も踏まえ慎重な検討が必要である。
- ・ 循環型社会形成推進基本計画(20年3月)において、国際的な循環型社会の構築にあたっては、循環資源の環境負荷を考慮し、まず発生国内で適正に処理することを原則とし、各国内で環境汚染を防止するための法令の整備や法執行能力などの適正処理能力を向上させていくことを最優先する。これとあわせ廃棄物の不法な輸出入を防止する取組を充実させることが必要。その上で、循環資源の持つそれぞれの性質に応じて、環境負荷の低減や資源の有効利用に資する場合には、各国内での循環利用を補完するものとして、循環資源の国際的な移動の円滑化を図る。との方向性が示されている。
- ・ いずれにせよ、国際間での手続きであるため、手続きの緩和にあたっては相手国の手続きも同時に緩和する必要性があることから、今後、アジア諸国との国際資源循環の構築に向けた支援を推進する中で、各国のニーズ・意向を踏まえた上で検討すべきものと考ええる。